

## 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書

昭和54年7月28日

平成元年3月17日変更

平成12年4月1日変更

令和5年4月1日変更

岡山県，上齋原村

動力炉・核燃料開発事業団

岡山県（以下「甲」という。），上齋原村（以下「乙」という。）及び動力炉・核燃料開発事業団（以下「丙」という。）は，丙の人形峠事業所（以下「事業所」という。）の事業に関し，事業所周辺の住民の健康を保護し，生活環境を保全するとともに，良好な自然環境を確保することを本旨として，次のとおり協定を締結する。

### （関係法令の遵守等）

第1条 丙は，事業所において行う施設の建設及び施設の運営管理にあたっては，関係法令及び条例を遵守することはもとより，更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は，施設の保安規定を遵守するほか，運転及び保守にあたる要員の教育，訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期すものとする。

### （放射性物質の放出等）

第2条 丙は，施設から放出する放射性物質及びふっ素等について，別表1に定める管理目標値により管理するものとする。また，その放出低減についても，技術開発に最善の努力をするものとする。

### （自然環境の保全）

第3条 丙は，地域の自然環境を保全するため，事業所内の自然の保護，緑化等を積極的に進めるものとする。

### （防災対策）

第4条 丙は，防災体制の充実強化を図るとともに，地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

(新增設計画)

第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙の了解を得るものとする。

(放射性物質等の監視体制の強化)

第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びふっ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。

2 甲及び丙は、それぞれ別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。この場合において、丙が実施する監視測定に係る測定項目等については、法令に定めるもののほか、別表2に定めるものを下廻らないものとする。

3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲に提出するものとする。

5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

第7条 甲及び丙は、前条及び第2項の規定により実施した監視測定の結果について、甲が別に定めるところにより設置する岡山県環境放射線等測定技術委員会の検討及び評価を経たのち公表するものとする。

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被曝又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びふっ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。

- (3) 放射性物質及びふっ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) 事業所内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

#### (立入調査等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め又は甲及び乙の職員に立入調査をさせることができるものとする。

#### (適切な措置の要求)

第11条 甲及び乙は、立入調査の結果並びに監視測定の結果等により地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、丙に対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。

2 丙は、前項の規定により甲及び乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとし、その措置の状況を甲及び乙に報告するものとする。

#### (苦情等の処理)

第12条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

#### (損害の賠償)

第13条 丙は、丙の事業に起因して地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を賠償するものとする。

#### (覚書の締結)

第14条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議のうえ細目等に関し覚書を締結するものとする。

#### (協議)

第15条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

昭和54年7月28日

甲 岡山県知事 長野 士郎

乙 上齋原村長 三船 續昌

丙 動力炉・核燃料開発事業団理事長  
瀬川 正男

立会人 津山圏域振興協議会会長  
津山市長 生末 敏夫

<組織名変更による読替えの変遷>

平成10年10月 動力炉・核燃料開発事業団（人形峠事業所）から核燃料サイクル開発機構（人形峠環境技術センター）へ承継

平成17年10月 核燃料サイクル開発機構（人形峠環境技術センター）から独立行政法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）へ承継

平成27年4月 独立行政法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）から国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）へ名称変更

別表 1

項 目	管 理 目 標 値		
排 水	管理区域における数値	(3.7)	
	全 $\alpha$ 線又は $\beta$ 線	$2.2 \times 10^{-3}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ウ ラ ン	$2.2 \times 10^{-3}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ラ ジ ウ ム	$1.8 \times 10^{-3}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ふ っ 素	8~10	mg/L
排 気	管理区域における数値	(3.7)	
	全 $\alpha$ 線	$7.4 \times 10^{-9}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ウ ラ ン	$1.8 \times 10^{-9}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ラ ジ ウ ム	$3.7 \times 10^{-9}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ふ っ 素	$3.3 \times 10^{-4}$	mg/m <sup>3</sup>
河 川 水	敷地境界における数値		
	ウ ラ ン	$1.1 \times 10^{-3}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ラ ジ ウ ム	$3.7 \times 10^{-5}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ふ っ 素	0.5	mg/L
大 気 ダ ス ト	敷地境界における数値		
	ウ ラ ン	$1.4 \times 10^{-9}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ラ ジ ウ ム	$7.4 \times 10^{-10}$	Bq/cm <sup>3</sup>
	ふ っ 素	$3.3 \times 10^{-4}$	mg/m <sup>3</sup>
土 壌	河 底 土		
	ウ ラ ン	1.8	Bq/g
	ラ ジ ウ ム	1.8	Bq/g
	畑土・水田土		
	ウ ラ ン	1.8	Bq/g
	ラ ジ ウ ム	0.74	Bq/g
空 間 線 量 率	敷地境界における空間線量率 $\gamma$ 線	0.087	$\mu$ Gy/時

( ) の数値は、ウラン濃縮工場における数値

別表2

事業所周辺の監視測定に係る測定項目等

項目		件数	測定対象	測定方法	測定頻度
大気中のダスト		12件/回	全アルファ線 ウラン	放射能測定 放射能測定	2回/年
土壌	河底土	3件/回	全ベータ線 ウラン	放射能測定 放射能測定	2回/年
	水田土	3件/回	ラジウム	放射能測定	
	表土	6件/回	ふっ素	化学分析	
陸水	飲料水	4件/回	全アルファ線 又は全ベータ線 ウラン	放射能測定 放射能測定	2回/年
	河川水	22件/回	ラジウム	放射能測定	
			ふっ素	化学分析	
空間線量	3月間の積算線量	8件/回	ガンマ線	積算線量計	4回/年
樹葉	松又は杉	6件/回	全ベータ線 ウラン	放射能測定 放射能測定	2回/年
			ふっ素	化学分析	